

商品概要説明書

(出資予約貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 出資予約貯金
2.販売対象	・ 組合員
3.期間	・ 定めなし。ただし、貯金規定の定めにより取引を終了していただく場合があります。
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 原則として当組合への出資払込にあてる場合に払い戻します。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・ 個人のものは20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人のものは総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・ 個人の貯金はマル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	-
10.貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ 貯金残高が出資一口金額に達したときは、出資金に振り替えます。 ・ 公共料金等の自動支払いの利用、給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り(出資配当金および利用高配当金は除く。)の利用はできません。 ・ キャッシュカードの発行はできません。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲